

一般社団法人再エネ推進新電力協議会
(REAP: Renewable Energy Accelerating Providers association)
定款

第1章 総則

第1条 (名称)

- (1) 当法人は、一般社団法人再エネ推進新電力協議会と称し、英文では Renewable Energy Accelerating Providers association と表記する。

第2条 (事務所)

- (1) 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

- (1) 当法人は、以下の目的に基づき設立するものとする。
- 1 脱炭素社会の実現に向けて、需要家に対して分かりやすい再エネの選択肢を提供する。
 - 2 電力自由化による健全な競争環境を維持し、健全な業界の維持・発展を目指す。
 - 3 エネルギー利用における国民の効用の最大化を目指し、再エネ利用拡大、新サービス・新技術の導入のための規制緩和の推進、政策提言を行う。

第4条 (事業)

- (1) 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- 1 エネルギー関連制度に関する、政策勉強会の開催事業
 - 2 エネルギー関連制度に関する、政策提言事業
 - 3 前各号に付帯する一切の業務
- (2) 当法人は、前項各号に掲げる業務の一部を協議会以外の者に委託して実施することができる。

第3章 社員及び会員

第5条 (法人の構成員)

- (1) 当法人は、次の3種の会員をもって組織する。
- ① 正会員
 - ・幹事会社の選定・協議会の運営方針策定に関与。
 - ・部会の企画・運営に関与。
 - ・当法人で政策提言方針（テーマ決め）、政策提言内容への意見出し。
 - ② 賛助会員
 - ・定例会への参画
 - ③ オブザーバー会員（自治体等、事業会社ではないが当法人への関与を行う会員）
 - ・定例会への参画
- (2) 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第6条 (入会)

- (1) 会員が入会するにあたっては、会員に以下(2)～(4)を求めるものとする。
- (2) 当法人設立趣旨に賛同する事業者。
- (3) 以下①～⑤のいずれかを満たす事業者。
- ①再生可能エネルギー由来の電力の活用を訴求する小売電気事業を行う者。
 - ②特定の地域に特化した小売電気事業を行う者。
 - ③再生可能エネルギー由来の電力の供給を前提とした特定卸供給事業を行う者。

- ④ ①～③の事業者に対して再生可能エネルギーの普及につながる機能を提供する事業者。
- ⑤ ①～④に準ずると理事会で判断された事業者。
- (4) 別途定める反社会的勢力対応の基本方針に同意する事業者。
- (5) 会員として入会しようとする事業者は、所定の申し込みフォームにて理事会に申し込むものとする。前項の要件を満たす会員については、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- (6) 前項の要件を満たさない場合は、理事会にて審議し、正当な理由に基づいて入会を認めることができる。
- (7) 理事会は、前項の事業者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって該当事業者にその旨を通知しなければならない。

第7条 (会費)

- (1) 正会員の会費は年間 25 万円とする。
- (2) 賛助会員の会費は年間 10 万円とする。
- (3) オブザーバー会員は会費を徴収しない。
- (4) 提携団体は会費を徴収しない。

第8条 (届出)

- (1) 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - 1 退会の申出があったとき。
 - 2 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。
 - 3 除名されたとき。
 - 4 総社員が同意したとき
 - 5 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。

第10条 (退会)

- (1) 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事会に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

- (1) 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 1 法令、定款等に違反したとき。
 - 2 当法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - 3 別途定める反社会的勢力対応の基本方針に違反したとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

- (1) 当法人に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第13条 (守秘事項)

- (1) 当法人の行う活動又は事業に参加、参画する会員は、以下の各号を遵守しなければならない。
 - ① 当法人の活動又は事業に影響を及ぼすような情報を、部外に漏らさないこと。
 - ② 個人情報保護法に抵触する行為をしないこと。

第4章 社員総会

第14条 (構成)

- (1) 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第15条 (権限)

- (1) 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

第16条 (社員総会の開催)

- (1) 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (2) 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1 理事会が必要と判断したとき
 - 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
 - 3 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

第17条 (招集)

- (1) 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決定に基づき代表理事が招集する。

第18条 (議長)

- (1) 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- (2) 代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

第19条 (議決権の数)

- (1) 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

第20条 (決議)

- (1) 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 正会員又は賛助会員の除名
 - 2 監事の解任
 - 3 定款の変更
 - 4 解散
 - 5 その他法令で定められた事項
- (3) 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

第21条 (議事録)

- (1) 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

第22条 (役員の数及び選任)

- (1) 当法人に、次の役員を置く。
 - 1 理事3名以上
 - 2 監事1名以上
- (2) 前項の役員は、社員総会から選出されるものとし、社員の議決権の過半数をもって選任する。
- (3) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- (4) 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第23条 (役員職務)

- (1) 理事は、当法人の業務の執行に関する意思を決定し、当法人を代表する。
- (2) 当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。
- (3) 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- (4) 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 1 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - 2 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (5) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (6) 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務及び財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に、違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第24条 (役員任期)

- (1) 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- (2) 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- (3) 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第25条 (任期満了又は辞任の場合)

- (1) 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第26条 (役員解任)

- (1) 当法人は、いつでも、社員総会の決議によって、その役員を解任することができる。この場合において、理事会は、その社員総会開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を、書面をもって通知し、かつ議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第27条 (報酬等)

- (1) 当法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議によって、報酬等を支給することができる。
- (2) 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、

理事の決定に基づき、別に定める。

第6章 理事会等

第28条 (構成)

- (1) 当法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事で構成する。

第29条 (権限)

- (1) 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 1 当法人の業務執行の決定
 - 2 理事の職務の執行の監督
 - 3 代表理事の選定及び解職
 - 4 その他法令又は定款に規定する職務

第30条 (招集)

- (1) 理事会は、代表理事が招集する。

第31条 (開催)

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。
- (3) 通常理事会は、毎年2回開催する。
- (4) 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 1 代表理事が必要と認めたとき。
 - 2 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
- (5) 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- (6) 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

第32条 (理事会の議決方法)

- (1) 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- (3) 理事が理事会の議決の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限り。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

第33条 (定例会)

- (1) 当法人は、第3条の目的を実現するため、毎月1回を原則として定例会を開催する。
- (2) 定例会は、正会員と賛助会員により行われる。
- (3) 定例会の議長は、代表理事から選出する。
- (4) 通常定例会は、毎月1回開催する。

第34条 (議事録)

- (1) 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事

- 録に署名又は記名押印する。
- (3) 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。
 - (4) 定例会の内容は、議事録もしくは録画として保存するものとする。

第7章 資産及び会計

第35条(事業年度)

- (1) 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第36条(事業計画及び収支予算)

- (1) 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て決定する。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。
- (2) やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

第37条(事業報告及び決算)

- (1) 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 1 事業報告
 - 2 事業報告の附属明細書
 - 3 貸借対照表
 - 4 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 5 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

第38条(剰余金)

- (1) この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

第39条(定款の変更)

- (1) この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第40条(事業の全部譲渡)

- (1) 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

第41条(解散)

- (1) 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。
 - 1 社員総会の決議
 - 2 正会員が欠けたこと
 - 3 合併により本協会が消滅する場合
 - 4 破産手続開始の決定
 - 5 裁判所による解散命令の確定

第42条(清算法人の機関)

- (1) 当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

第43条(残余財産の帰属)

- (1) 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第44条(公告の方法)

- (1) 当法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第10章 その他

第45条(補則)

- (1) この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。
- (2) この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及びその他の法令によるものとする。

附則

- (1) 当法人の最初の事業年度については、第35条の規定にかかわらず、2022年3月31日までとする。

(変更履歴)

改訂	2022年5月11日	1. 反社勢力対応方針 2. 年会費改訂	第6条(入会)、第11条(除名) 第7条(会費)
	2023年4月5日	1. 入会条件改訂 2. 年会費改訂	第6条(入会) 第7条(会費)
	2023年10月4日	1. 主たる事務所の移転 2. 監事選任	第2条(事務所) 第24条(役員の任期)(3)、 第25条(任期満了又は辞任の場合)(1)
	2024年5月8日	1. 入会条件改訂 2. 役員の任期改訂 3. 設立時社員リスト削除	第6条(入会) 第24条(役員の任期)(1) 付則(2)
	2026年5月13日	1. 入会条件改訂 2. 年会費改訂 3. 附則の削除	第5条(法人の構成員)(1) 第7条(会費)

以上